

かた おうちの方へ

しゅっせきていし 出席停止について

感染症にかかったら、学校保健安全法の規定で、出席停止になります。かかった本人の回復のために、また、まわりへの感染防止のための措置です。もし、症状があったり、疑われたりする場合は、早めに病院を受診してください。もし、感染していると診断が出了たら学校へご連絡ください。

がっこう よぼう かんせんしょう 学校において予防すべき感染症

	病 名	期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 【登校許可書は不要】
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 【登校許可書は不要】
	結核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで 【その他の感染症のうち、溶連菌感染症は登校許可書不要】

※登校するには、医師の許可が必要です。

（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・溶連菌感染症については、登校許可書は不要です）